

『公益認定申請及び公益法人・一般法人の運営等に関する相談会』
平成26年度 第5回東京開催について

公益財団法人公益法人協会は、内閣府より「公益認定申請及び公益法人の運営等に向けて新公益法人制度の理解を深めるための広報業務(相談会形式)」を受託しております。

平成26年度につきましては、公益認定申請(一般法人から公益法人へ)及び、公益法人・一般法人の運営等に関する相談会(以下「相談会」という。)を実施することと致します。

また、内閣府職員による、公益認定申請及び法人運営の基本事項に関する簡易セミナーも同時に開催します。

平成26年度 第5回東京開催相談会の要項は下記のとおりです。

記

- 1、目的: この相談会は、①一般法人から公益法人への公益認定申請と、②新制度の下における適切な法人運営について助言する事を目的とします。

- 2、開催日程: 平成26年11月12日(水) 簡易セミナー i 13:20～ ii 14:20～ iii 15:20～ iv 16:20～
相談会 ①14:00～ ②15:00～ ③16:00～

開催場所 アーバンネット大手町ビル 東京都千代田区大手町二丁目2番2号

* 相談会は1法人あたり1時間程度(50分)、ブースでの個別相談となります。

* 簡易セミナーの詳細については、別途ファイルをご参照ください。

3、申込方法:

- (1) 相談申込票(「運営相談」用と「公益認定申請」用とがありますので、目的に応じてお選びください)に必要事項をご記入頂き、下記申込先まで電子メールもしくはFAXにてお申込みください。
* 簡易セミナーにつきましては、相談会前後のご都合の良い時間帯をお選び頂き、相談申込票にご記入ください。
- (2) ご記入頂いた相談事項に応じて、お越し頂く時間帯を電子メールまたはFAXにてお知らせ致します。
* お申込み多数の場合は相談をお受けできない場合もございますので、予めご了承ください。
(相談をお受けできない場合も、電子メールもしくはFAXにてお知らせ致します。)
* 小規模な法人様は優先的にご参加頂けます。この機会に是非ともご参加ご検討ください。
* 簡易セミナー、相談会へのご聴講、ご参加に関わる費用はありません。

- 4、申込受付期間: 平成26年11月 5日(水)まで

5、申込・問い合わせ先:

公益財団法人 公益法人協会 担当: 三宅 重信 松野 亜希子

〒113-0021 東京都文京区本駒込2-27-15

専用FAX: 03-3945-1267 専用メールアドレス: yoyaku@kohokyo.or.jp

専用電話: 03-4500-9166 (IP電話のため全国均一料金でお掛け頂けます。)

* 電子メールでのお申込みをお薦めしております。

6、その他:

- (1) 公益法人制度に関する全般情報につきましては、内閣府ホームページ <https://www.koeki-info.go.jp/>をご参照ください。
また、相談会で対応させて頂く相談員(内閣府が委嘱する法律・会計の専門家)については、上記ホームページ(公益法人 information)⇒各行政庁への入り口(内閣府)⇒行政庁・委員会・合議制の機関からのお知らせ(※)上で掲載致します。
(※)「行政庁・委員会・合議制の機関からのお知らせ」右下の「もっとみたい」から、種類を「お知らせ」で検索すると便利です。
- (2) 本相談はあくまでも、新公益法人制度の理解を深めて頂く事を目的としております。

「公益認定申請及び法人運営のポイントについての簡易セミナー」の開催のご案内

内閣府公益法人行政担当室

貴法人におかれましては、「民」の立場で公益活動を担う主体として、平素より公益の増進に尽力されていることに心より敬意を表します。

さて、今般内閣府では、「公益認定申請及び公益法人・一般法人の運営等に関する相談会」（以下「相談会」といいます。）と併せまして、標記セミナーを開催します。

内閣府の職員が、公益認定申請（主な公益認定基準の考え方等）及び一般法人及び公益法人における法人運営（各機関の役割等）についての基本的な事項をセミナー方式で御説明しますので、是非この機会を活用いただきますようご検討下さい。

なお、定期提出書類や法人運営等に係る個別事項の御質問・御相談には本セミナーでは応じかねますので、あらかじめ御承知おきください。（個別事項やテーマと異なる内容についての御質問・御相談には相談会を御利用ください。）

（標記セミナーにつきましては、相談会と併せてのお申込みとなります。また、お申込みにつきましては、相談会前後のご都合の良い時間帯をお選び頂き、相談申込票にてお申込み下さい）

【「公益認定申請及び法人運営のポイントについての簡易セミナー」について】

○開催日程・場所 平成26年11月12日（水）『アーバンネット大手町ビル』千代田区大手町2丁目2-2

○簡易セミナーの概要につきましては下記の通りです。2種類のセミナーを同一内容で2回開催致します。

簡易セミナー i 【公益認定】 13:20～14:00

簡易セミナー ii 【法人運営】 14:20～15:00

簡易セミナー iii 【法人運営】 15:20～16:00

簡易セミナー iv 【公益認定】 16:20～17:00

○本説明会は相談会とは別途開催するものです。個別の質問・相談は、ご提出いただいた相談票に即し、相談会の場でお願いします（質疑応答はありません）。

（本説明会の問い合わせ先）

公益財団法人 公益法人協会 担当: 三宅重信・松野亜希子

〒113-0021 東京都文京区本駒込2-27-15

電話: 03-4500-9166

専用FAX: 03-3945-1267

専用メールアドレス: yoyaku@kohokyo.or.jp

運営相談 申込票 (平成26年度: 第5回東京開催相談会)

以下の太枠内に必要事項を漏れ無くご記入の上、電子メールまたはFAXにて、下記相談申込先までお申し込みください。
(ご記入いただけていない部分がありますと、ご相談をお受けできかねることもありますのでご注意ください。)

◇ 個別相談へのご案内

ご希望の相談コースと優先順位に○をご記載下さい。

相談会開催日 平成26年11月12日(水)

ご希望相談時間帯

第一希望	第二希望	相談コース	
		①コース	14:00 ~ 14:50
		②コース	15:00 ~ 15:50
		③コース	16:00 ~ 16:50

◇ 簡易セミナーへのご案内

ご希望の時間帯に○をお付け下さい。

公益申請 i 13:20~14:00 iv 16:20~17:00

法人運営 ii 14:20~15:00 iii 15:20~16:00

法人名

出席される方の
役職名・氏名

所在地

E-mail

Tel / Fax

監督行政庁

☐ 内閣府

☐ 都道府県

内閣府の相談会以外
での相談経験の有無

☐ あり

☐ なし

移行設立登記日

年 月 日

新規設立登記日

年 月 日

常勤役・職員数
(役員及び職員の合計)

人

直近の経常費用額
(事業費と管理の合計)

()年度

千円

1 法人の概要(相談を受ける法人様の概要を、簡潔にご記入ください。)

2 相談の内容(次ページの【相談内容の例示】を参考に、質問の項目と要旨をご記入ください。)

※ 相談の件数は、時間の都合で3項目までとさせていただきます。なるべく質問事項をまとめてください。

※ 円滑な相談のために、質問の要旨は、なるべく詳細にご記入をお願いいたします。

※ 定款や財務関係書類の包括的なチェックについては、時間の都合でお受けできかねますので、あらかじめご了承ください。

※ No欄には【法人運営 相談内容の例示】に記載されております、質問の項目の番号をご記入ください。

No	質問項目(見出し)	質問の要旨

相談申込先 : 公益財団法人 公益法人協会 専用電話 03-4500-9166 E-mail yoyaku@kohokyo.or.jp FAX 03-3945-1267

※ 電子メールでの申込をお薦めしております(FAXの場合、稀に正常に読み取れない場合があります、再度のご提出をお願いすることがあります。)

【法人運営 相談内容の例示】

想定する相談の類型化		想定する相談の類型化	
分類	質問の項目	分類	質問の項目
i 総論	1 法人運営のあり方 2 ガバナンスとコンプライアンス	viii 変更申請・届出	40 変更申請 41 変更届出 42 公益事業の追加・変更・拡大 43 収益事業の追加・変更・拡大
ii 理事会、社員総会等の機関運営	3 移行登記直後の機関運営 4 移行次年度以降の機関運営 5 役員等の選・解任、任期管理 6 開催通知・省略・議案・資料 7 決議事項・省略 8 報告の省略 9 理事会等機関開催の日程管理 10 理事会と社員総会等の同時開催 11 議事録・署名人	ix 変更登記	44 変更登記 45 理事交代等機関の変更 46 法人の名称変更、目的の変更 47 公益事業の追加・変更・拡大 48 収益事業の追加・変更・拡大
iii 役員等の職務・責任	12 役員等の職務・権限 13 業務執行状況報告 14 役員報酬 15 就任承諾書 16 監査 17 競業・利益相反取引 18 責任限定契約 19 役員損害賠償責任保険制度	x 公益法人の定期提出書類	49 定期提出書類全般 50 事業の公益性の説明 51 別表A（収支相償の計算） 52 別表B（公益目的事業費率の算定） 53 別表C(1)（遊休財産の保有制限） 54 別表C(2)（控除対象財産） 55 別表C(4) 資産取得資金 56 別表C(5) 特定費用準備資金 57 別表E必要な経理的基础他 58 H表（公益目的取得財産残額） 59 備置・閲覧書類・保存書類 60 公告
iv 財務・会計関係	20 事業報告・計算書類 21 事業計画書・収支予算 22 基本財産・特定資産の取崩・組替・積立 23 一般正味財産、指定正味財産 24 寄附金と会費 25 補助金・助成金 26 正味財産増減計算書の内訳表 27 貸借対照表の内訳表 28 収益・費用の配賦基準	xi 一般法人の定期提出書類	61 定期提出書類の構成 62 公益目的支出計画実施報告書
v 税	29 法人税 30 収益事業課税 31 消費税 32 源泉徴収税 33 寄附金税制 34 一般法人の税制	xii 監督・立入検査	63 監督（報告徴収、勧告等） 64 立入検査
		13 組織再編成等	65 解散・合併・事業譲渡等
vi 公益法人の財務基準	35 収支相償の計算 36 公益目的事業比率 37 遊休財産保有制限	14 その他	66 （具体的な内容をご記入下さい）
vii 定款・諸規程	38 定款変更・見直し 39 諸規程の制定・見直し		

相談申込先及び問合せ先 公益財団法人公益法人協会 事務局 三宅 重信、松野 亜希子
 専用電話 03-4500-9166
 E-mail yoyaku@kohokyo.or.jp
 FAX 03-3945-1267

公益認定申請相談 申込票（平成26年度： 第5回東京開催相談会）

以下の太枠内に必要事項を漏れ無くご記入の上、電子メールまたはFAXにて、下記相談申込先までお申し込みください。
（ご記入いただけていない部分がありますと、ご相談をお受けできかねることもありますのでご注意ください。）

◇ 個別相談へのご案内

ご希望の相談コースと優先順位に○をご記載下さい。

相談会開催日 平成26年11月12日(水)

ご希望相談時間帯

第一希望	第二希望	相談コース	
		①コース	14:00 ~ 14:50
		②コース	15:00 ~ 15:50
		③コース	16:00 ~ 16:50

◇ 簡易セミナーへのご案内

ご希望の時間帯に○をお付け下さい。

公益申請 i 13:20～14:00 iv 16:20～17:00

法人運営 ii 14:20～15:00 iii 15:20～16:00

法人名

出席される方の
役職名・氏名

所在地

E-mail

Tel / Fax

監督行政庁

- ☐ 内閣府
☐ 都道府県

内閣府の相談会以外
での相談経験の有無
☐ あり
☐ なし

移行設立登記日
年 月 日

新規設立登記日
年 月 日

常勤役・職員数
(役員及び職員の合計)

人

直近の経常費用額
(事業費と管理の合計)

()年度

千円

1 法人の概要(相談を受ける法人様の概要を、簡潔にご記入ください。)

2 相談の内容(次ページの【相談内容の例示】を参考に、質問の項目と要旨をご記入ください。)

※ 相談の件数は、時間の都合で3項目までとさせていただきます。なるべく質問事項をまとめてください。

※ 円滑な相談のために、質問の要旨は、なるべく詳細にご記入をお願いいたします。

※ 定款や財務関係書類の包括的なチェックについては、時間の都合でお受けできかねますので、あらかじめご了承ください。

※ No欄には【公益認定申請 相談内容の例示】に記載されております、質問の項目の番号をご記入ください。

No	質問項目(見出し)	質問の要旨

相談申込先：公益財団法人 公益法人協会 専用電話 03-4500-9166 E-mail yoyaku@kohokyo.or.jp FAX 03-3945-1267

※ 電子メールでの申込をお薦めしております(FAXの場合、稀に正常に読み取れない場合があります、再度のご提出をお願いすることがあります。)

【公益認定申請 相談内容の例示】

想定する相談の類型化				想定する相談の類型化			
分類		質問の項目		分類		質問の項目	
i	総論	1	新制度の全体が分からない	vii	認定申請 (事業について)	35	公益目的事業のくくり方
		2	申請書の作成手順が分からない			36	事業の一覧
		3	公益・一般の制度比較			37	公益目的事業(公益性の説明)
		4	公益・一般の税制比較			38	収益事業等
ii	機関設計 機関決定	5	認定申請スケジュール	viii	認定申請 (財務基準について)	39	その他事業(相互扶助等事業)
		6	移行に関する機関決定			40	区分経理と事業区分の関係
		7	役員等の任期			41	収益と費用の配賦基準
		8	理事の職務・権限			42	収支相償の計算
		9	支部その他の機関・会員			43	公益目的事業比率の算定
iii	定款等規程類	10	定款の変更の案			44	遊休財産額の保有制限の判定
		11	諸規程			45	控除対象財産
		12	役員等報酬規程			46	資産取得資金
		13	会員・会費規程			47	特定費用準備資金、逆特非とは
		14	寄附金規程			48	他の団体の意思決定に関与できる財産
		15	就業規則、給与規程			49	保有の有無
		16	経理規程			50	役員等の報酬・給料手当の配賦計算表
						51	物件費の配賦基準
iv	事業のあり方	17	公益目的事業の考え方			52	別表G(収支予算の事業別区分経理)
		18	収益事業等の考え方			53	確認書
v	財務関係	19	20年会計基準について			54	事業計画書
		20	正味財産増減計算書の計算			55	収支予算書
		21	貸借対照表の作成			56	補正・修正
		22	財産目録の作成			57	その他
		23	基本財産について	ix	移行後の運営 について	58	登記
		24	特定資産について			59	機関・ガバナンス
		25	一般・指定正味財産			60	移行登記直後の機関運営
		26	基本財産・特定資産の取崩・組替・積立	x	監督・立入検査	61	監督(報告徴収、勧告等)
		27	区分経理・勘定科目			62	立入検査
vi	公益法人の税制	28	法人税	x	組織再編成等	63	解散・合併・事業譲渡等
		29	収益事業課税				
		30	消費税	xi	その他	64	(具体的な内容をご記入下さい)
		31	源泉徴収税				
		32	寄附金税制				
		33	PSTを取得したい				
		34	一般法人の税制				

相談申込先及び問合せ先 公益財団法人公益法人協会 事務局 三宅 重信、松野 亜希子
 専用電話 03-4500-9166
 E-mail yoyaku@kohokyo.or.jp
 FAX 03-3945-1267